

改定前	改定後
<p>ValueDoor 利用規定 (2024 年 9 月改定) 第 7 条 Web 申込</p> <p>(1) 契約者は、当行所定の方法で管理専用 ID または管理専用 ID(副) (別途当行所定の方法にて本機能の利用権限を制限している場合を除きます) を用い、ValueDoor 認証にかかる以下の手続きができるものとします (以下「Web 申込」といいます)。</p> <p>①パスワード認証方式または電子認証方式の利用者 ID の新規登録および削除の申込 ②パスワード認証方式にてパスワードを失念した場合や第 4 条(1)①d.の取扱により ValueDoorID の利用が停止している場合の初期パスワード再登録の申込 ③基本サービスにおける当行所定の事項の申込 ④当行所定の個別サービスの利用申込 ⑤当行所定の個別サービスまたは指定された口座の変更 ⑥当行所定の個別サービスの解約 ⑦ValueDoor 追加認証における当行所定の事項の申込 ⑧当行所定の外貨預金口座開設の申込</p>	<p>ValueDoor 利用規定 (2025 年 3 月改定) 第 7 条 Web 申込</p> <p>(1) 契約者は、当行所定の方法で管理専用 ID または管理専用 ID(副) (別途当行所定の方法にて本機能の利用権限を制限している場合を除きます) を用い、ValueDoor 認証にかかる以下の手続きができるものとします (以下「Web 申込」といいます)。</p> <p>①パスワード認証方式または電子認証方式の利用者 ID の新規登録および削除の申込 ②パスワード認証方式にてパスワードを失念した場合や第 4 条(1)①d.の取扱により ValueDoorID の利用が停止している場合の初期パスワード再登録の申込 ③基本サービスにおける当行所定の事項の申込 ④当行所定の個別サービスの利用申込 ⑤当行所定の個別サービスまたは指定された口座の変更 ⑥当行所定の個別サービスの解約 ⑦ValueDoor 追加認証における当行所定の事項の申込 ⑧当行所定の外貨預金口座開設の申込 <u>⑨当行所定の外国為替取引にかかる当行所定の口座振替等の申込</u></p>

記載なし

ValueDoor 法人外国為替取引用の口座振替・手数料等引落および印鑑届等の取扱にかかる申込受付サービス利用規定 (2025年3月制定)

ValueDoor 法人外国為替取引用の口座振替・手数料等引落および印鑑届等の取扱にかかる申込受付サービス利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)が提供する「法人会員制インターネット窓口 ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)の基本サービスである「法人外国為替取引用の口座振替・手数料等引落および印鑑届等の取扱にかかる申込受付サービス」(以下「本サービス」といいます)に関して定めたものです。本サービスを利用する ValueDoor にかかる契約者(以下「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用するものとし、当行が契約者に対し本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとしします。

第1条 法人外国為替取引用の口座振替・手数料等引落および印鑑届等の取扱にかかる申込受付サービスの内容等

(1) 法人外国為替取引用の口座振替・手数料等引落および印鑑届等の取扱にかかる申込受付サービスの内容

法人外国為替取引用の口座振替・手数料等引落および印鑑届等の取扱にかかる申込受付サービスは、契約者が、法人外国為替取引用の口座振替・手数料等引落および印鑑届等の取扱にかかる規定(以下「本口座振替等規定」といいます)により、当行との間における外国為替取引(以下「本外国為替取引」といいます)に関して当行に対して支払うべき利息、手数料、保証料、損害金、諸費用および取引の実行のために必要な資金(以下「外国為替取引関連支払資金等」といいます)を契約者名義の ValueDoor 申込代表口座からの引落しにより小切手の振出または普通預金の通帳および払戻請求書の提出を省略して支払うことができるようにすること(以下「本口座振替」といいます)ならびに外国為替取引関連支払資金等の外貨への換算にかかる外国為替相場および本外国為替取引にかかる印鑑届または署名鑑を本口座振替等規定に定める方法により取り扱うこと(以下これ

らを総称して「本口座振替等」といいます)の申込をするに当たり、ValueDoor 利用規定第7条に定める Web 申込の方法によることができるものとするサービスをいいます。

(2) 利用条件

本サービスは、次に掲げる利用条件の全部を充足する契約者のみ利用できるものとします。

①当行との間における「三井住友銀行の Global e-Trade サービス利用規定」による契約の締結の申込みを ValueDoor 利用規定第7条に定める Web 申込の方法により行うこと

②前記第1条(2)①の Web 申込を行う時点において、当行との間において「三井住友銀行の Global e-Trade サービス利用規定」による契約を締結しておらず、かつ、外国為替取引関連支払資金等について本サービスの利用による方法以外の方法により当行に対して本口座振替の申込を行っていないこと

③その他本サービスの利用のために当行が必要と認める条件

(3) 利用環境

インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末を占有・管理する契約者に限ります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

(4) サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。ただし、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第2条 本サービスの利用

(1) 契約者による利用

本サービスは、ValueDoor 利用規定第2条(1)①に定める ValueDoor の基本サービスです。契約者は、本サービスを無償で利用できるものとします。

(2) 利用方法

①本サービスの利用により ValueDoor 申込代表口座にかかる本口座振替等を希

望する場合には、本規定の各条項を認識し承の上、ValueDoor 利用規定第 7 条に定める Web 申込の方法により、本口座振替等にかかる契約の締結を申し込むものとします。

②当行が前記第 2 条(2)①の申込を受け付け、当行所定の審査を行った上、専ら当行の裁量により当該申込を承諾することが可能と判断した場合には、前記第 2 条(2)①の本口座振替等を可能とするための当行所定の手続が完了した時点において、契約者と当行との間において本口座振替等にかかる契約が締結されるものとします。なお、当該申込がなされた場合であっても、当行の判断によりこれを承諾しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断について何ら異議を述べないものとします。

(3) 本サービスの利用による本口座振替等の申込にかかる預金口座の取扱本サービスの利用により本口座振替等にかかる契約の締結の申込を行うことができる預金口座は、ValueDoor 申込代表口座に限られるものとします。

(4) 利用者の権限設定

①本サービスの利用開始にあたっては、契約者は ValueDoor の管理専用 ID(または管理専用 ID(副))にて当行所定の方法により、本サービスを利用させる利用者 ID 毎に利用権限を設定するものとします。

②利用権限の変更についても、前記第 2 条(4)①に定める利用権限の設定と同様の方法で権限の変更を行うものとします。

第 3 条 本人確認

本サービスの利用に関する本人確認手段・方法は、ValueDoor 利用規定に定める当行所定の本人確認手段・方法が適用されるものとします。

第 4 条 免責事項

(1) 利用者の権限設定

契約者は、本サービスを利用させる管理専用 ID (副) および利用者 ID 毎に利用権限を適切に設定するものとします。契約者が利用権限を適切に設定しなかつ

たことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 届出事項の変更等

契約者が ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座に関する変更等の届出を行わなかった場合、本サービスを適切に利用できない場合があります。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 届出事項変更等の反映期間

契約者が ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座に関する変更等の届出を行った場合、ValueDoor 利用口座を追加した場合等において、届出を行った変更等の内容が反映されるまでには当行所定の期間がかかります。反映期間がかかることにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

第5条 サービスの停止・廃止

(1) 当行は、90 日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2) 前項の場合、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

第6条 ValueDoor の利用停止等による効果

(1) 本サービスは、ValueDoor の基本サービスです。契約者につき ValueDoor 利用規定に基づく契約が解約されまたは ValueDoor が休止、廃止もしくはその利用が停止された場合には、本サービスについても当行の任意の措置によって通知等を要せずに停止または終了するものとします。

(2) 前項の本サービスの停止または終了の場合、当行の責めに帰すべき事由が

ある場合を除き、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または終了によって生じた損害(停止または終了の処理が遅延することに伴うものを含みます)については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

第7条 規定の準用

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor 利用規定、普通預金規定、当座勘定規定、および反社会的勢力の排除にかかる規定により取り扱います。

第8条 規定の変更等

当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行所定の方法で当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意があったものとみなします。また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。